

財 関 第 1126 号
平成 28 年 9 月 21 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 梶川 幹夫

税関様式関係通達の一部改正について

税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正し、平成 28 年 9 月 30 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(Ⅰ 税関様式の一部改正)

税関様式 C 第 9315 号を別紙 1 のように改める。

(Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

以上